

佐賀県立吉野ヶ里歴史公園官民連携推進事業による設置等予定者の決定について

吉野ヶ里歴史公園は、我国固有の優れた文化的資産である吉野ヶ里遺跡の保存及び活用を図ることを目的として設置された国営区域と遺跡の保全及び公園としての機能の充実を図る目的として設置された県立区域から構成されています。

県立区域は、吉野ヶ里歴史公園の基本テーマである「弥生人の声が聞こえる」に基づき、強く心に残り、歴史ロマンが感じとれる「魅力ある風景の公園」づくりに加え、四季を通じて誰もが一日中気持ちよく楽しく過ごせるよう、多様な催し物や親切な案内などサービスの充実をはかり、「楽しい公園」づくりを目指してきました。

佐賀県立吉野ヶ里歴史公園官民連携推進事業（以降「本事業」とする）は、これらのコンセプトを踏まえ、吉野ヶ里遺跡の魅力を活かしながら、幅広い世代の方が楽しめる公園施設整備・運営管理を行うとともに、神埼・吉野ヶ里エリアの観光施設等と連携等を通じて、東部地域の活性化の拠点となる公園を目指しています。

今回、都市公園法第5条の4の規定に基づき、令和5年3月22日に開催した「第3回佐賀県立吉野ヶ里歴史公園官民連携による設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）における審査及び選定を経て、佐賀県において以下の通り公募設置等予定者を決定しました。

1. 公募設置等予定者

代表法人	株式会社スノーピーク
構成法人	株式会社ワークヴィジョンズ 株式会社大洋建設

※今回、応募は1グループのみであったため次点者はなし。

2. 選定委員会の体制

（敬称略、五十音順）

氏名	所属	備考
有馬 隆文	佐賀大学 教授	
伊東 亜矢子	神崎市観光協会	
大島 千鶴	税理士	
後藤 隆太郎	佐賀大学 准教授	
西川 真水	西日本短期大学 教授	委員長
宮地 孝典	吉野ヶ里町炎まつり実行委員長	

3. 選定経緯及び結果

（1）提案書の受付

令和4年11月29日から公募を開始し、令和5年1月27日から2月21日まで公募設置等計画等を受け付けた結果、1グループから提出がありました。

（2）提案の審査及び評価

設置等予定者候補の選定は、事務局が都市公園法第5条の4第1項に基づき、公募設置等計画

等を審査し、その審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき評価を行う2段階で実施しました。

① 1次審査

応募者が公募設置等指針に示す資格等を満たしているか、公募設置等計画等の内容が法律等に違反していないか、また公募設置等計画の内容が公募設置等指針に照らし適切なものであることを審査しました。審査の結果、これらの条件を満たしていると認められました。

② 2次審査

次に、提出された公募設置等計画に関し、公募設置等計画の記載内容及びプレゼンテーションをもとに、令和5年3月22日に開催した選定委員会において、あらかじめ公募設置等指針に定められた基準に基づき評価を行い、設置等予定者候補を選定しました。

提案の評価点（委員6名の評価点の総合計）は次の通りです。

評価項目	配点	評価点
事業の実施方針	150	110
事業の実施体制	120	90
公募対象公園施設の整備計画	90	58
特定公園施設の整備計画	90	49
利便増進施設の設置計画	60	45
公園施設の管理運営計画	210	120
施設の使用料	30	18
県の負担額	60	36
事業の収益性、安定性	60	42
その他提案施設に関する提案	30	19
合計	900	587

4. 総評

- ・整備運営に関して必要となる設計・整備・運営を主とする企業で構成された事業者グループであり、実施体制が明確で事業の実現性が高いと想定される点を評価した。
- ・これまで課題となってきた北口エリアの土地を有効活用し、利用促進や滞在時間の拡大を図る提案となっている点を評価した。
- ・事業者の実績を踏まえた人員配置を計画し、事業を安定的に運営できる計画となっている点を評価した。

5. 付帯意見

以下の事項について検討すること。

- ・吉野ヶ里歴史公園の歴史性を考慮した景観形成や施設計画
- ・有料公園としての公園利用者の利便性増進につながる施設計画
- ・一般の公園利用者や遺跡保存の観点からの夜間利用や車両乗入に対する安全管理
- ・公共性や公益性の観点から今後の収益還元の考え方
- ・地域連携を図り、公園と地域が一体となり周辺エリアを盛り上げていく取組